

平成30年1月11日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 野口(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel.073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成29年12月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	4
職員等	
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	4

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある建設業者は、市町村発注の工事において建設業法に違反して工事を行っている。	所管課において調査した結果、通報のあった項目について、建築業法違反の事実は確認できなかった。
②	ある指定管理者が提出している事業報告書の内容におかしな点があるので調査してほしい。	所管課を通じ、確認したところ、通報の事実が認められたので、所管課から文書により是正措置及び再発防止対策をとるよう指導した。
③	和歌山県在住の方のインスタグラムに、子どもを膝の上に乗せながら運転している写真が載っている。道路交通法違反ではないか。	所管外であるため、不受理とした。
④	ある振興局の女性職員が、セクハラを受けたと聞いた。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

④

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

①②③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	②
(3) 調査を継続中としたもの	1	④
(4) 不受理としたもの	1	③

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	
職員等	
計	0

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	0

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

本月(12月)に受理した通報はありません。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

 (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

 (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

 (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3) 調査を継続中としたもの

(4) 不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。